

【第3条関係】

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第68号）新旧対照表

旧	新
<p>第4章 運営に関する基準</p> <p>(入退所)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第24条及び附則第9条において同じ。）又は施設サービス計画（同法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、入所者に対する適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（附則第9条において「介護予防サービス計画」という。）の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業（附則第9条において「居宅介護支援事業」という。）又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業（附則第9条において「介護予防支援事業」という。）を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携</p>	<p>第4章 運営に関する基準</p> <p>(入退所)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第24条及び附則第9条において同じ。）又は施設サービス計画（同法第8条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、入所者に対する適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（附則第9条において「介護予防サービス計画」という。）の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業（附則第9条において「居宅介護支援事業」という。）又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業（附則第9条において「介護予防支援事業」という。）を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携</p>

【第3条関係】

<p>に努めること。 (2)・(3) (略) 2 (略)</p>	<p>に努めること。 (2)・(3) (略) 2 (略)</p>
--	--